2023 年 度

(経済学部)

問題冊子

教　科　等	ページ数
小　論　文	14

試験開始の合図があるまで，問題冊子を開かないこと。

解答の書き方

1. 解答は，すべて別紙解答用紙の所定欄に，はっきりと記入すること。
2. 解答を訂正する場合には，きれいに消してから記入すること。
3. 解答用紙には，解答と受験番号のほかは，いっさい記入しないこと。
4. 解答欄への記入は，必ず横書きにすること。

注 意 事 項

1. 試験開始の合図の後，すべて(3枚)の解答用紙に受験番号を必ず記入すること。
2. 下書き用紙は，片面だけ使用すること。
3. 試験終了時には，解答用紙を必ずページ順に重ね，机上に置くこと。解答用紙は，解答していないものも含め，すべて(3枚)を回収する。
4. 試験終了後，問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。

訂　　正

小 論 文

問題冊子　１ページ　〔８行目（第３段落２行目）〕

（誤）全人口の中央値（最も人口の多い人の所得）

（正）全人口の中央値（所得額を大きい順に並べた時に真ん中にあたる値）

以下の文章を読んで，設問に答えなさい。

2006年，OECD(経済協力開発機構)の『対日審査報告書』(2006)が「日本の相対的貧困率は，先進国ではアメリカに次いで高い」と発表し，日本に「貧困ショック」が起きた。

1990年代に格差が拡大したとは思っていたが，格差の大きさでは先進国トップを走り続けていたアメリカと日本の相対的貧困率がほぼ同じ(2000年はアメリカ13.7%，日本13.5%。その後，データが更新され，21年のデータではアメリカ16.9%，日本15.3%である)というのである。

相対的貧困率とは，OECDの定義では，等価可処分所得(税と社会保障による再分配後)が全人口の中央値(最も人口の多い人の所得)の半分以下の人口(この人たちを相対的貧困者という)の全人口に対する割合である。

それに対して，絶対的貧困者という概念がある。これは，人が人らしく生存するために必要な最低限の所得よりも少ない人である。現在の日本には，絶対的貧困者はごく少数であると思われる。

一方，相対的貧困の存在が問題になるのは，相対的貧困者は当該の社会における標準的な生活を送ることができないからである。例えば，お金がないために，友達と一緒に出かけて，食事をしたり，映画を見たりすることができないというように，普通の社会生活に参加できない。相対的貧困家庭の子供は，高等教育以上の教育が受けられず，結婚もできず，子供を産めず，普通の人が享受している家庭生活が送れないといった状態に置かれる可能性が高い。仮に家庭を持ち，子供を産んでも，その子供も満足な教育が受けられないため，貧困に陥るという「貧困のワナ」にはまってしまう。

図表1は，2021年現在利用可能なOECDのデータで，先進国の相対的貧困率を比較したものである。日本のデータが一番古く，15年である。アメリカと韓国は17年のデータである。

全体を見て，貧困率の高い国はアメリカに次いで韓国で，日本は3番目である。中でも，韓国の66歳以上の貧困率が突出して高いことには驚かされる。

貧困率が低い国は，デンマーク，ノルウェー，スウェーデンのスカンジナビア諸国とフィンランド，フランスである。1990年代のサッチャー改革で格差が拡大したといわれるイギリスの貧困率は11.7% (2017年)で，日本よりも低い。

日本の相対的貧困率は，1985年の12％から，94年には13.8％まで上昇し，その後も上昇し続け，2012年には16.1％まで上昇したが，18年に15.4％に低下した(図表2参照)。

子供貧困率も1990年代以降上昇し続けたが，2018年には14％に低下した。子供貧困率とは，子供(17歳以下)全体に占める貧困線(相対的貧困)以下の等価可処分所得しかない子供の割合をいう。この場合，17歳以下の子供に所得がなく，親が相対的貧困であるケースと17歳以下の子供自身が相対的貧困であるケースがある。後者は，親が死亡しているとか育児放棄しているなどのケースである。こうした子供は，経済的貧困が直接・間接の原因となって実の親と暮らせず，児童養護施設や里親の下で生活せざるを得なくなる。子供貧困率が14％であることは，子供全体の7人に1人は貧困線以下であることを意味する。

子供のいる一人親の現役世帯の多くは母子家庭であるが，その相対的貧困率は2018年に低下したとはいえ，48.2％と約半数の世帯が相対的に貧困である。なお，図表2の注2に示されているように，18年は，相対的貧困率を算出するときの等価可処分所得の定義が変更されたことに注意する必要がある。

図表3で，年齢階級別貧困率の推移を見ると，66歳以上は傾向として右下がりであるが，それ以下の年齢階級は傾向として右上がりである。中でも，18～25歳の最も若い年齢階級の貧困率が上昇傾向にあり，76歳以上に次いで高くなっている。

以上で説明したように，1990年代以降，相対的貧困層をはじめとする低所得者が急増したが，それを反映して，生活保護世帯も急増した(図表4)。2008年のリーマン・ショック後，12年まではさらに増加率が高まった。アベノミクスの期間は雇用が改善したため，母子家庭とその他の世帯の被保護世帯が減少する一方，高齢者世帯の増加が続いている。その結果，被保護世帯数は15年頃からほぼ横ばいで推移している。

生活被保護世帯の動きで注目されるのは2008年のリーマン・ショック以後の「その他の世帯」の急増である。これは，同ショックで企業倒産と失業者が急増したが，雇用保険受給資格のない人(雇用保険を12カ月間支払っていないと受給資格がない)が多く，これらの人を通常よりも寛大な条件で，生活保護制度で救済したためである。

これらの人の多くは稼働能力(働く力)があると思われるが，アベノミクスで雇用が改善しているにもかかわらず，14年度以降の減少率は，母子家庭よりも低い。すなわち，稼働能力がある人たちが母子家庭よりも，被保護世帯から抜け出そうとせずに，被保護世帯として滞留しているのである。これは，生活保護制度に問題があることを示唆している。

自営業者・農業従事者・学生などの第1号被保険者(国民年金)の対象者の中に，年金保険料を支払わない人や年金保険料納付免除や猶予の適用を受ける人が増えている。これらの人は，将来，無年金となるか低年金しか受け取れず，生活保護の被保護世帯にならざるを得ない可能性がある。

図表5は国民年金保険料納付率と未納率の推移を示したものである。この未納率には年金保険料納付免除や猶予を受けた人は含まれない。これらを見ると，国民年金保険料納付率は1990年代以降のデフレの過程で低下し，未納率が上昇したが，2013年度以降は納付率が上昇し，未納率が低下していることが分かる。この未納率の低下は,アベノミクスで雇用が改善したことに加え，猶予等の条件を緩和したためである。

図表6からは，国民年金保険料納付率は年齢が上がるにつれて上昇する傾向があるが，若いときに納付率が低いことは，それだけ納付期間が短くなることを意味し，老後の低年金が懸念される。さらに，未納率には納付猶予者などが含まれていないが，それらの人を含めて考えると，将来，貧困線(相対的貧困)を下回る高齢者の急増が予想され，生活保護制度を維持する国民負担の増加が憂慮される。

それでは，老後に貧困者に転落する可能性が高いにもかかわらず，なぜ，国民年金保険料を納付しない人が30～40%も存在するのだろうか。

図表7は，国民年金保険料未納の理由とその所得階級ごとの割合を示したものであるが，最多の理由は，「生活にゆとりがない」である。所得が1000万円以上の人でさえ，この理由で未納の人が50.1%もいるが，信じがたい割合である。

図表7には，未納理由記入欄に「老後は生活保護を受けるつもりだから」という理由の選択肢はないが，著者の知人の中には，その理由で未納の人がいる。実際に，厚生労働省『被保護者調査』(2018)によれば，生活保護を受けている高齢者の35%は無年金者である。

日本の格差問題を考える場合，現在の所得格差や富の格差だけでなく，年金に関する「世代間格差」問題にも目を向ける必要がある。これは，世代間で生涯に受け取れる年金給付総額と生涯支払った年金保険料総額との差が大きく異なるという問題である。この差を考えるときには，年金保険料を支払った時期と年金を受け取る時期が異なる点を考慮する必要がある。その場合，合理的に考えると，支払った年金保険料総額と比較されるべき年金給付総額の価値は，適切な割引率で割り引いた現在価値である。

例えば，最も分かりやすい単純なケースを想定して説明すると，次のようになる。

ケース 1

現在，年金保険料を 50 万円支払って，1 年後に，55 万円の年金給付を受けるとしよう。それに対して現在，50 万円を預金すると，1 %の金利が得られるとしよう。1 年後の預金の元利合計は 50.5 万円になる。これは，1 年後の 50.5 万円が，現在の価値にすると 50 万円(つまり現在の預金額)に相当することを意味する。この 50 万円は，1 年後の 50.5 万円を(1 ＋金利 ÷ 100)で割った値に等しい。そこで，この金利(ここでの例では 1 %)のことを，1 年後に受け取る金額を現在価値に換算するときの割引率という。この 1 %の割引率を使うと，1 年後の年金給付額 55 万円の現在価値は約 54.5 万円になる。したがって，年金給付額の現在価値と年金保険料額との差は 4.5 万円になる。このケースでは，4.5 万円が年金制度から受け取れる利益になる。この利益を年金の純受給額といい，年金給付額の現在価値 54.5 万円を支払った年金保険料額(50 万円)で割った値を年金の給付負担倍率という。この例では，給付負担倍率は 1.09 である。

ケース 2

ケース 1 に対して，1 年後の年金給付額が 45 万円であるとしよう。この現在価値は，割引率をケース 1 と同じ 1 %とすると，44.55 万円になるから，年金給付額の現在価値と年金保険料額との差はマイナス 5.45 万円(マイナスの年金純受給額)になり，損失が発生する。年金給付負担倍率は 0.89 になり，1 を割る。

ケース 1 では，年金給付負担倍率は 1 を上回り，年金加入は得になるが，ケース 2

では，年金給付負担倍率は1を下回り，年金加入は損になる。

鈴木亘(2012)は最近の金融市場を考慮した割引率と平均的な年金給付期間を設定し，図表8のような，生まれ年度ごとの厚生年金給付負担倍率と年金純受給額を試算している。

これから，以下のことが分かる。

①年金純受給額は1965年度以前生まれの人ではプラスであるが，それ以後の生まれの人はマイナスである。損得でいえば，65年度以前生まれの人は得をしているが，それ以後の生まれの人は損をしている。

②早く生まれた人ほど得をし，遅く生まれた人ほど損をする。

③1940年度生まれの人は3460万円の得であるが，2010年度生まれの人は2830万円の損であるから，前者と後者の差は6290万円に達する。

④1940年度生まれの人は生涯の年金保険料負担の2.23倍の生涯年金給付を受けることができるが，2010年度生まれの人は，生涯の年金保険料負担の62%しか生涯年金給付を受けられない。

このような「年金の世代間格差」が生まれるのは，年金制度が「修正賦課方式」をとっているためである。これは，年金基金からの若干の支払いを除くと，現役世代が支払った年金保険料で高齢世代に年金を支払うという制度で，「世代間の助け合い制度」と呼ばれてきた。「賦課方式の年金」は，人口が増加し，成長率が高い経済であれば持続可能であるが，少子化が進み，成長率の低い経済では，老後にある程度安心して暮らせる年金を保障することはできない。ここにも，少子化と低成長をもたらした長期デフレの弊害が見られるのである。

ところが，「親が年金をもらえば，子供は親の老後の面倒を見る必要がないから，子供も年金制度から利益を得ている。年金給付負担倍率で，年金世代間の公平性を判断するのは間違っている」という意見がある。

年金制度がない時代は，子供は老後の親を扶養しなければならなかった。そのため，高所得の子供を持った親は子供の扶養のおかげで，悠々自適な老後を送れたが，

低所得の子供を持った親は子供からの支援を期待できないため，貧しい老後を送らなければならなかった。

それに対して，年金制度の下では，社会全体の子供が協力して，老後の親を扶養していることになる。この制度により，子供の貧富の差が親の老後の生活水準に影響を及ぼす程度は大きく低下した。それとともに，子供は老後の親を扶養する負担からかなり解放された。しかし，だからといって子供たち全体で老後の親たちを扶養する負担が減少したわけではない。

その最大の理由は，日本人の平均寿命が飛躍的に伸びたことにある。例えば，1960年には，65歳の男性の平均余命は11.6年，女性は14.1年だったが，2015年には，それぞれ19.4年と24.2年へと大幅に伸びた。すなわち，個々の子供が老後の親を扶養しなくてもよくなったとしても，社会全体の子供が老後の親たちを扶養しなければならない期間が，この55年間で，男性の親については7.8年，女性の親については10.1年も長くなったのである。

さらに，親が産んだ子供たちが減少したため，社会全体で見て，少ない数の子供たちで多くの老後の親を扶養しなくてはならなくなった。そのため，子供が現役時代に支払う保険料は大きく上昇した。例えば，現在の年金受給者が，1960年度の現役時代に支払った保険料率はわずか3.5%で，70年度でも6.2%にすぎなかった。

現在の厚生年金のいわゆる「100年安心プラン」では，保険料率は2017年の18.3%で固定されることになっている。しかし，鈴木(2012)は「100年安心プラン」が前提にしている条件を満たすためには，35年度までに，保険料率を24.8%まで引き上げなければならないと試算している。1960年頃の現役世代が支払った保険料率の7倍の保険料率である。

このように考えると，「いまの子供は公的年金制度のおかげで，老後の親を扶養しなくてよくなったのだから，年金の世代間格差は存在しない」という主張は，正当性を欠く議論であろう。

これまでは，所得分配の状況を見てきたが，ここで富の分配状況も見ておこう。図表9から，日本の富の分配はアメリカ，フランス，ノルウェーに比べて，平等であることが見てとれる。アメリカは上位1%が富全体の42.5%を占めている。これは平

均的な人の 42.5 倍の富を所有していることを意味する(上位 1 %の人の富が平均的な人の富と同じであれば，富全体の 1 %を占めることになる。実際は 42.5%であるから，平均的な人の 42.5 倍の富になる)。それに対して，下から数えて 60%以下は，わずか 2.4%（2.4%の富を 60%の人で分けあっているから，一人当たりの富は平均の 0.04 倍 ＝ 2.4 ÷ 60 になる)しか保有していない。その結果，上位 1 %の人の富は下位 60%の人の 1062 倍に達する。

しかし，図表 9 の日本のデータは 2014 年で，21 年現在から見ると古い。以下に示すように，「親リッチ」が急増しており，富の不平等は 14 年よりも大きくなっているのではないかと思われる。

すでに述べたように，「公的年金のおかげで子供が老後の親の扶養から解放された」という主張があるが，1990 年代以降の低成長経済では，むしろ子供の所得が低いため，親は子供が就職した後でも，子供と孫の生活の面倒を見なければならない状況である。しかし，低所得の引退後の親には，子供や孫の面倒を見る余裕はない。その結果，親が裕福かどうかで，子供と孫の世代内格差が拡大している。

宮本弘之(2019)は，「同じような年齢や職業であっても，普通の若者とは明らかに異なる暮らしぶりの若者を見ることがある。例えば，都心のマンションに住み，頻繁に海外旅行に出かける若者，自分の収入ではとうてい買えないような高価な洋服や宝飾品を身につけている若者である」と述べている。

著者も，新幹線のグリーン車に乗っている若いファミリーや，飛行場でビジネスクラスのゲートに向かう若者を見ることがよくあり，「IT 長者か」と思って見ていた。

しかし，宮本(2019)によると，そうした若者は親や祖父母が超富裕層・富裕層に属する人で，親や祖父母から援助を受けて裕福な生活を送っているのだという。野村総合研究所では，こうした親や祖父母からの援助を受けて裕福な生活をしている 20 ～ 50 歳代の人を「親リッチ」と呼んでいるそうである。

政府統計と野村総合研究所の調査を利用した結果によると，日本の超富裕層(純金融資産残高 5 億円以上)の世帯は，2017 年は 8.4 万世帯で，11 年よりも 1.7 倍も増えた。富裕層(純金融資産残高 1 億円以上 5 億円未満)の世帯は，17 年には 118.3 万世帯になり，11 年よりも 1.6 倍も増加した。こうした急増は，アベノミクスによる株高・外貨高の結果であると思われる。

2017年の超富裕層と富裕層の世帯の20～50歳代までの子供と孫の平均的な数を勘案すると，235万人になる。これらの人が「親リッチ」である。これに20歳未満の子供・孫(299万人)を加えると，超富裕層と富裕層の子供と孫は534万人に達する。これは，17年の59歳以下の人口(総務省統計局『人口推計』より)の6.1%を占める。

超富裕層・富裕層の支出を見ると，授業料，塾の費用，仕送り費など，教育関連が占める割合が多い。図表10は，年収が1250万円に達するまで，教育・仕送り費支出(月額)が増大することを示している。年収が1250万円以上になると教育支出が減少するのは，すでに子供が大学を卒業して，独立している場合が多いためであると思われる。

所得階級の上位者は富の所有においても富裕層に属するが，この層の人の子供や孫に対する大きな教育投資が，人的資本の形成をもたらし，世代を経るごとに世代内の所得と富の格差を拡大していく要因になる。

なお，年収が400万円未満の人の純金融資産残高が所得との対比で比較的高いのは，年金給付を受けている高齢者が保有している純金融資産が含まれているからである。ちなみに，2019年における高齢者(60歳以上)の貯蓄額の中央値は1500万円，平均値は2285万円である。

上で述べた親リッチは世代内格差をもたらす原因であるが，年金について述べた世代間格差は実は，将来の世代内格差を拡大する要因である。例えば，鈴木(2012)によれば，前述の通り1965年度以降に生まれた人は，現在の年金制度では損失を被る。しかし，40年度に生まれた人は年金制度による年金純受給額が大きい分，多くの相続財産を残すであろう。年金制度による年金純受給額が大きい親の子供や孫は，自分自身の年金制度により損失を被るが，相続財産が大きくなることによって，年金による損失は相殺される。つまり，年金純受給額が大きい親を持った子供や孫ほど裕福になれ，年金の世代間格差は将来世代内の格差拡大要因になるのである。

出典：岩田規久男(著)『「日本型格差社会」からの脱却』光文社新書，2021年。一部改変してある。

図表1　相対的貧困率の国際比較

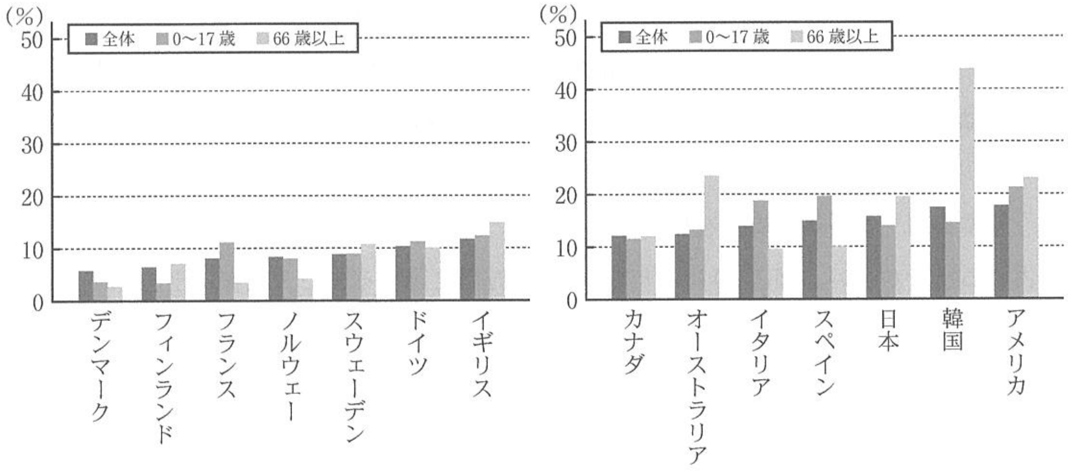

出所）OECD　Database より。

図表2　日本の相対的貧困率の推移

	1985	1994	2006	2012	2018
相対的貧困率(%)	12.0	13.8	15.7	16.1	15.4
子供貧困率(%)	9.5	12.2	14.2	16.3	14.0
子供がいる 1人親現役(%)	54.5	53.1	54.3	54.6	48.2
中央値(万円)	216	289	254	244	245
貧困線(万円)	108	144	127	122	122

注1）1994年は兵庫県を除く。

注2）2018年はOECDによる新基準。従来の可処分所得から，自動車関連税と企業年金と個人年金を差し引いた金額。

注3）子供は18歳未満。1人親現役とは，18歳以上65歳未満の世帯。

出所）厚生労働省『被保護者調査』より。

図表3　年齢階級別貧困率の推移

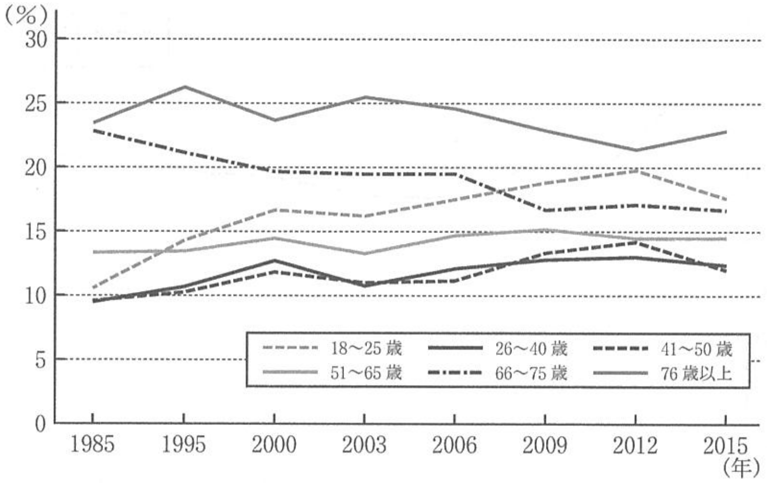

注）2012年以降は，新しい定義。ただし，2009年と2012年は旧定義と新定義と貧困率は同じ。2015年は新定義のデータしか得られない。

出所）OECD　Databaseより。

図表4　1990年代以降に急増した生活被保護世帯

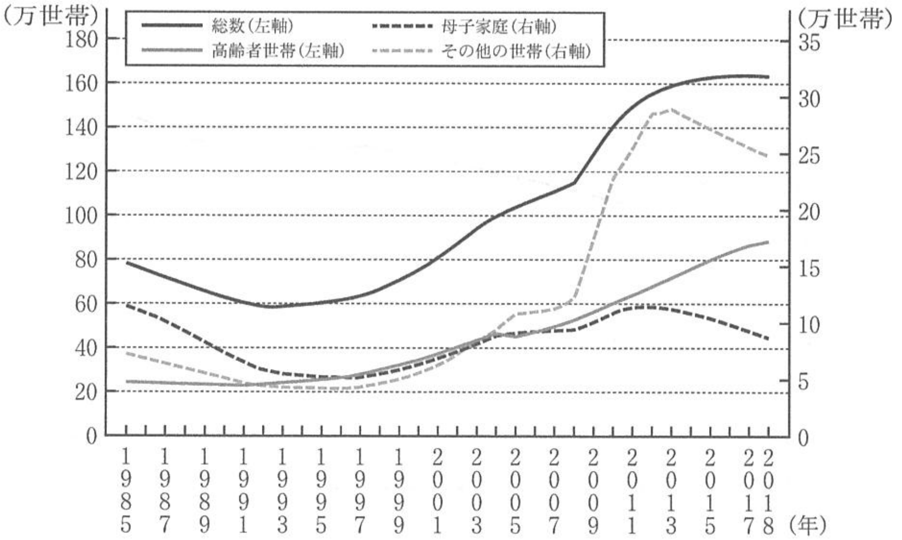

出所）厚生労働省『被保護者調査』より。

図表5　国民年金保険料納付率と未納率の推移

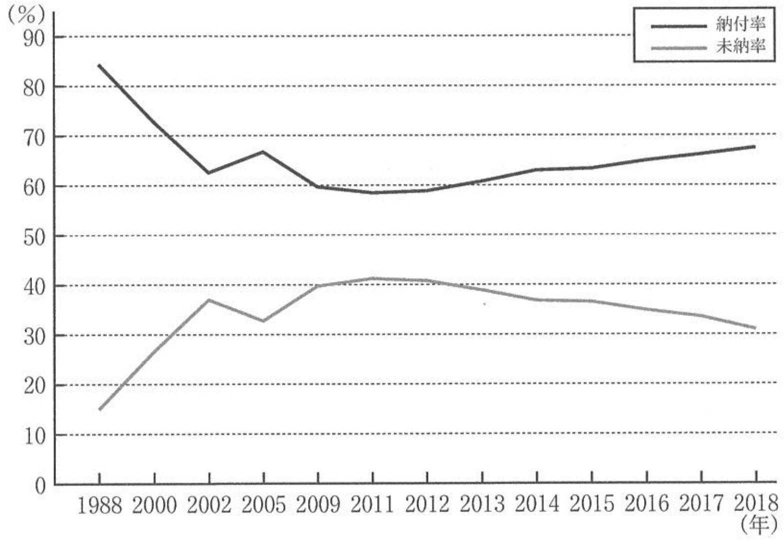

出所）厚生労働省『平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況』より。

図表6　年齢階級別の国民年金保険料納付率

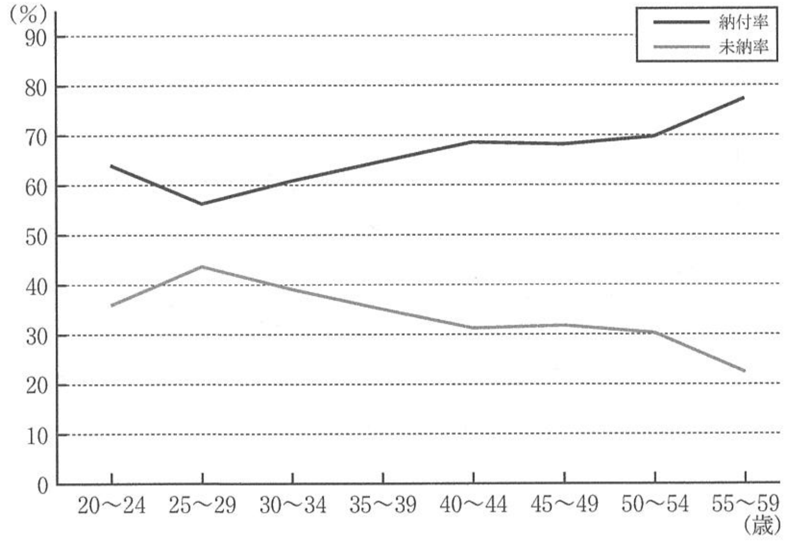

出所）厚生労働省『平成30年度の国民年金の加入・保険料納付状況』より。

図表7　国民年金保険料未納の理由(%)

	世帯所得なし	200万円未満	200万円以上から500万円未満	500万円以上から1000万円未満	1000万円以上
もう少し生活にゆとりができれば，保険料を納めたい	66.5	72.7	69.1	62.0	50.1
年金制度の意義や有利な点が理解できれば，納付するつもりである	4.9	4.8	5.1	5.7	10.7
年金制度や厚生労働省・日本年金機構は信用できないので納める考えはない	3.6	4.2	6.8	10.7	6.5
国民年金はあてにできないので，納める考えはない	4.7	6.0	5.8	5.9	12.2
その他	20.3	12.2	13.2	15.8	20.5

出所）厚生労働省『平成29年国民年金被保険者実態調査』より。

図表8　生まれ年度ごとの厚生年金の給付負担倍率と純受給額

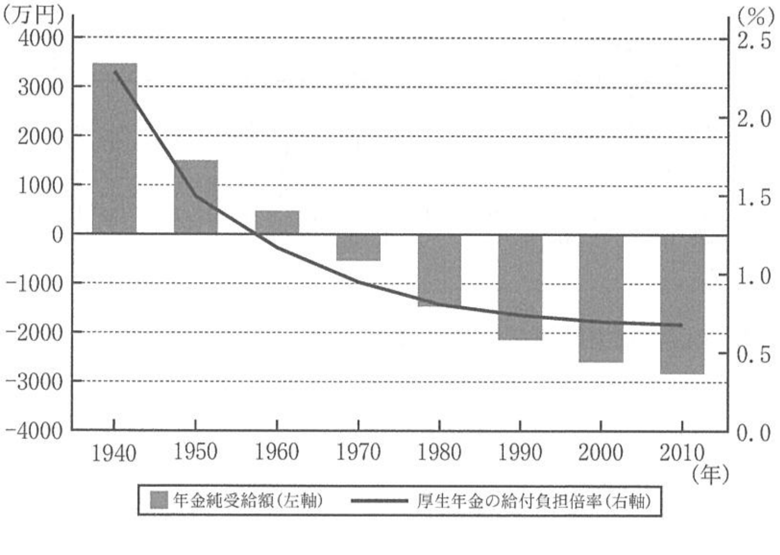

出所）鈴木亘『年金問題は解決できる！　積立方式移行による抜本改革』(日本経済新聞出版社)の図表3－3および図表3－5より，一部改変。

図表9　富の分布の国際比較(占める富の割合，%)

	日本	アメリカ	フランス	ノルウェー
上位1%の人	10.8	42.5	18.7	20.1
上位10%の人	41.0	79.5	50.6	51.5
下位60%の人	17.8	2.4	12.1	7.3
上位1%の下位60%に対する倍率(倍)	36.4	1062.0	92.4	65.4

注）日本は2014年，アメリカは2016年，フランスは2014年，ノルウェーは2015年のデータを用いた。
出所）OECD　Databaseより。

図表10　年収階級別教育費支出等と純金融資産残高

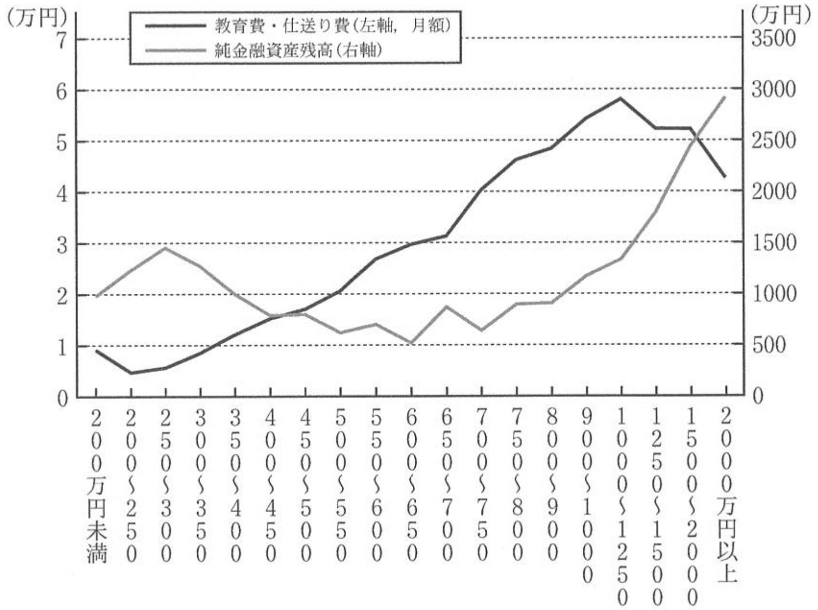

出所）総務省『全国消費実態調査』(2014)より。

設問 1　日本の貧困の特性について，本文の内容を要約しなさい。(300 字以内)

設問 2　日本の年金制度の問題を，本文に沿って説明しなさい。(400 字以内)

設問 3　富の分布の不平等性が将来に引き起こすおそれのある問題を低減するためには，あなたはどのような解決策が必要だと思いますか。本文を参考にしながら，あなたの意見を述べなさい。(600 字以内)